

# 仕 様 書

## 1 件 名

周南市政所駐車場有料広告業務（広告付きデジタルサイネージ）

## 2 事業内容

民間企業の広告や行政情報等を表示することができる広告付デジタルサイネージを事業者が制作し、設置および維持管理を行うとともに、広告枠に表示する広告主等の募集等、広告にかかわる業務を行う。

## 3 広告位置

周南市政所3丁目15番 周南市政所駐車場

## 4 広告付きデジタルサイネージ

最大広告面積：縦1.9m×横3m以内

※広告付きデジタルサイネージ（以下「広告塔」という。）を設置する事業者は、広告塔の最大面積の範囲内で、最大4分割（4企業分）まで掲載することができる。

※地上高については、協議により決定する。（2.1mを想定）

## 5 広告期間 令和8年11月1日から令和15年10月31日まで（7年間）

## 6 広告設置料

申込価格（月額、税込）を提示すること。

また、広告塔の設置に当たっては、広告設置料のほかに次の計算式で算出した行政財産目的外使用料が必要となる。

・  $870\text{円}/\text{m}^2 \times \text{広告表示面積}(\text{m}^2)$ （年額） ※初年度は、月割計算とする。

## 7 広告設置料及び行政財産目的外使用料の納付

市が発行する納入通知書により、年度ごとに当該年度分を納付すること。

- ・ 令和8年度分 広告設置料 …11月末までに一括で納付  
行政財産目的外使用料 …使用開始の前日までに当該年度分を一括納付
- ・ 令和9年度分以降 いずれも毎年4月末までに当該1年分を一括で納付

## 8 広告塔の設置仕様

- ・ 既存の周南市政所駐車場の看板上部に設置すること。
- ・ 支柱（鉄骨）を基礎（コンクリート）から立ち上げるものとし、転倒、落下等の無いよう強固な骨組みを設置すること。
- ・ 設置場所の後方に駐車スペースがあるため、それに影響が無いように設置すること。
- ・ その他、建築基準法、周南市景観条例その他法令を遵守すること。

## 9 広告塔の設置、維持管理及び撤去

- ・ 広告塔の設置、維持管理（電気料金、通信費含む）は事業者の負担と責任において実施するものとし、契約期間終了後は、速やかに原状回復を行うものとする。
- ・ 広告塔の設置に伴う、電線の引き込み工事等も事業者において実施するものとする。
- ・ 広告塔設置又は撤去を行おうとするときは、駐車場の管理業務に支障が生じないよう市と協議の上、日程、工程等を決定し、市の指示に従って施工するものとする。
- ・ 広告塔の撤去により、駐車場がき損・破損したときは、事業者が経費を負担して原状回復するものとする。

- ・広告の問い合わせ及び苦情等については、事業者で対応することとし、サイネージに事業者の連絡先を表示すること。
- ・その他、**別紙「広告塔の設置、維持管理及び撤去に係る遵守・留意事項」**を遵守すること。

#### 1 0 民間企業等の広告

- ・事業者は、広告掲出者（デジタルサイネージに自社の広告を掲出する民間企業等をいう。）の募集、決定、広告の製作、掲出、広告主との調整等、広告に係る一切の業務を行うこと。
- ・事業者は、広告掲出者の選定及び広告内容等については周南市有料広告掲載取扱要綱、周南市政所駐車場広告塔設置取扱要領を遵守すること。
- ・事業者は、広告掲出者及び広告内容について、事前に市の審査を受けることとし、市が適当ではないと判断した場合は、事業者に対し広告掲出者及び広告内容の変更を求めることができるものとする。この場合に生ずる費用は事業者の負担によるものとする。

#### 1 1 業務の再委託

事業者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、事業者は、速やかに書面を市に提出し、承諾を受けなければならない。

#### 1 2 事業者の責任

- ・事業者は、広告塔の内容その他広告設置管理に関するすべての事項について、一切の責任を負う。
- ・事業者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- ・事業者は、広告塔の設置により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
- ・事業者は、周南市政所駐車場の広告塔設置の権利を第三者に譲渡してはならない。

#### 1 3 その他留意事項

- ・広告塔の設置は、道路交通の支障にならないよう努めるとともに、広告塔の影からの飛び出し等による事故を誘発することのないよう配慮すること。
- ・広告塔は音声が出ないものとし、稼働時間は最長でも7時から21時までとすること。
- ・設置後も輝度を調整できるものとする。
- ・風雨による広告塔の倒壊が交通事故の原因にならないよう、設置・管理に万全を期すこと。
- ・画面の切り替えは緩やかなものとし、激しい点滅や動きがないようにすること。
- ・文字広告等の読ませる広告、反射材や蛍光色の使用を禁止する。
- ・赤、青、黄色などの彩度の高い色の使用は最小限とする。
- ・災害等の緊急時には行政情報の表示にも対応すること。

## 広告塔の設置、維持管理及び撤去に係る遵守・留意事項

この事項は、周南市政所駐車場有料広告業務に係る仕様書、募集要項及び周南市政所駐車場広告塔設置取扱要領を補足し、広告塔（広告付きデジタルサイネージ）の構造、安全管理、設置前確認、点検及び撤去後の原状回復について、事業者が遵守し、又は留意すべき事項を定めるものとする。

### 1 構造及び安全性

- (1) 広告塔は、屋外工作物として、建築基準法、屋外広告物法、山口県屋外広告物条例、周南市景観条例その他関係法令等を遵守し、転倒、落下、移動、破損、漏電等により第三者に危害又は損害を及ぼすことのない構造とすること。
- (2) 設計及び施工に当たっては、風雨、振動、腐食、雨水の滞留、ボルト等の緩みその他屋外広告物に生じやすい劣化を考慮すること。
- (3) 事業者は、既存看板及び支柱等の構造、安全性並びに設置の可否を事前に確認すること。

### 2 関係法令等に基づく手続

- (1) 広告塔の設置及び管理に必要な関係法令等に基づく手続は、事業者の責任及び負担により行うこと。
- (2) 広告塔の高さが4メートルを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請、景観法及び周南市景観条例に基づく届出その他必要な手続を行い、確認書類の写しを市に提出すること。
- (3) 景観法に基づく届出を要する場合は、着手制限を踏まえ、設置に必要な期間を確保すること。

### 3 設置前の提出資料及び協議

- (1) 事業者は、着工前に、申込時の広告企画案等を施工向けに具体化した次の資料を市に提出し、設置場所、日程、工程、施工範囲等について市と協議の上、事業者の責任において施工すること。
  - ア 詳細位置図、配置図及び確定設置イメージ図
  - イ 構造、基礎、支柱及び既存看板への固定方法が分かる図面又は資料
  - ウ デジタルサイネージ機器、筐体の仕様及び輝度調整機能が分かる資料
  - エ 電源、配線及び電気容量が分かる資料
  - オ その他市が必要と認める資料
- (2) 前号の資料提出又は市との協議は、広告塔の安全性、法令適合性又は規格適合性について市が技術的に保証するものではなく、事業者の責任を免除し、又は軽減するものではない。

### 4 点検及び安全管理

- (1) 事業者は、広告塔を安全かつ良好な状態に保つため、自己の責任及び負担で、日常確認及び定期点検を行うこと。
- (2) 点検では、基礎部、支柱、接合部、固定金具、広告板、表示面、筐体、電気配線その他安全性に関係する箇所を確認すること。
- (3) 必要に応じ、専門的知見を有する者による点検を行うこと。
- (4) 事業者は、点検結果、補修内容その他安全管理に関する記録を作成し、契約期間中保存すること。
- (5) 市が必要と認める場合は、事業者に対し、前号の資料の提出を求めることができる。

### 5 異常時対応

- (1) 強風、地震、車両接触、破損、傾き、漏電、発煙、表示異常その他安全上の支障が生じ、又はそのおそれがある場合は、事業者は速やかに点検し、稼働停止、補修、撤去その他事故防止に必要な措置を講じること。
- (2) 安全上の異常を確認し、又は前号の措置を講じた場合は、速やかに市へ報告すること。

### 6 撤去及び原状回復

- (1) 撤去及び原状回復の対象は、広告塔本体、新設した支柱、基礎、固定金具、電源設備、配線その他設置に伴い設けた工作物及び設備とし、日程、工程等は事前に市と協議の上、事業者の責任において実施すること。
- (2) 広告塔の設置、維持管理又は撤去により、駐車場、既存看板、フェンス等にき損、汚損、破損、沈下、段差その他の異常が生じた場合は、事業者の負担で速やかに補修又は復旧すること。
- (3) 原状回復が不十分であると市が認めるときは、事業者は、市の指定する期限までに追加の撤去、補修又は復旧を行うこと。